

日本皇學館大学と中国社会科学院日本研究所との

学術交流協定

日本皇學館大学と中国社会科学院日本研究所は、日中両国の文化交流と学術研究を発展促進させるため、双方の協議を経て、両機関の学術交流関係を樹立することに同意し、以下のような協定を交わす。

- 一、 両機関は、双方の諒解のもとに、研究・教育のために、それぞれの機関に在籍する者を相互に派遣する。派遣された者の滞在費・研究費については、その都度協議することとする。
- 二、 両機関の者が相手国内において研究・現地調査を希望した場合には、双方の機関が可能な限り便宜をはかる。
- 三、 両機関の研究成果・研究情報を交換するために、講演会・研究会などを開催するとともに研究成果向上のために、共同研究を推進することに努める。
- 四、 両機関から派遣された研究員は、それぞれの要請に応じ、講義や講演を行うこととする。なお、その報酬については、別途定めることとする。
- 五、 両機関の関係図書・刊行物を交換する。
- 六、 本協定は、双方の代表者が署名し、協定を交換した日から三年間効力をもつものとする。
- 七、 三年を経過したのち、両機関協議の上で、協定を更新することができるものとする。
- 八、 本協定は、日本語と中国語で作成し、等しく効力を有するものとする。

日本皇學館大学学長

清水



平成29年11月14日

中国社会科学院日本研究所所長



平成29年11月14日

中国社会科学院日本研究所与日本皇学馆大学之

学术交流协议

中国社会科学院日本研究所与日本皇学馆大学,为促进中日两国文化交流以及学术研究的发展,经磋商决定建立学术交流关系并交换如下协议:

- 一、在双方商榷之基础上,互派以研究、教学为目的的在籍人员。并协商解决互派人员的滞在费用和研究费用。
- 二、对出现场调查等要求的双方互派人员,应尽可能提供方便,使其研究调查活动顺利进行。
- 三、双方应致力于推进以交换研究成果·信息、提高研究水准为目的的讲演会·研究会等的召开。
- 四、双方互派的研究员应邀进行讲演或授课。其报酬另行规定。
- 五、互换图书资料及出版物。
- 六、本协议从双方代表者签字、交换日起三年有效。
- 七、三年后,两方可通过协商更新此协议。
- 八、本协议书用中文与日语分别做成,均具有同等效力。

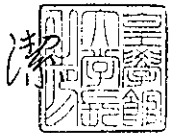
中国社会科学院日本研究所所長



2017年11月14日

日本皇學館大学学長

清水



2017年11月14日